

令和元年 5 月 24 日 こども施設計画課

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 概要

市町村は、児童福祉法第 34 条の 16 の規定により、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を基に、条例で基準を定めなければならないこととされている。

今回、本条例の基準となる厚生労働省令が改正されたことに伴い、これと同様の措置を講ずる必要があるため、本条例の一部を改正するものである。

2 改正する主な内容

(1) 連携施設に関する経過措置の延長等

家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、「①保育内容の支援」、「②代替保育の提供」、「③卒園後の受け皿」について、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（連携施設）を確保することとされているが、連携施設の確保が著しく困難と市町村が認めるときは、子ども・子育て新制度の施行（平成 27 年 4 月 1 日）から 5 年を経過するまでの間（経過措置期間）は、確保しなくてもよいこととされていた。



【改正内容】

- ・上記の経過措置期間を「5 年間」から「10 年間」に延長する。
- ・「定員 20 人以上であって、市町村長が適当と認める認可外保育施設（企業主導型保育施設等）」を卒園後の受け皿としての連携先として位置付ける。
- ・定員 20 人以上の事業所内保育事業については、市町村長が適当と認める場合には、卒園後の受け皿の確保を不要とする。

(2) 食事の提供に係る経過措置の延長

家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）における食事の提供については、自園調理を基本とした上で連携施設等からの外部搬入を認めているが、子ども・子育て新制度の施行前から家庭的保育事業等を行う事業者については、同制度の施行から 5 年（家庭的保育者の居宅で家庭的保育事業を行う場合は 10 年）を経過するまでの間（経過措置期間）は、自園調理・外部搬入でなくてもよいこととされていた。



【改正内容】

- ・家庭的保育者の居宅以外の場所における家庭的保育事業について、上記の経過措置期間を「5 年間」から「10 年間」に延長する。

3 施行期日

公布の日から施行（令和元年 6 月市川市議会定例会に提案予定）